

ふたみなかやま 商工会だより

No.10

令和2年3月13日発行

商工会では、新型コロナウイルス等による経営環境の悪化に対して、国や市県の制度を活用し、会員事業者の皆さまの事業継続をサポートして参ります。

この度、国の緊急支援策が発表されましたので、主な施策の概要をお知らせします。詳しくは商工会までお問い合わせください。

無利子・無担保融資ほか

◆新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（フリーランスを含む）に対し、信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで**0.9%の金利引き下げ**を実施。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して**5%以上減少**した方

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内）

【融資限度額（別枠）】6000万円

【金利】当初3年間 基準金利**▲0.9%**、4年目以降基準金利

（令和2年3月2日時点）1.36%→0.46%

（利下げ限度額：3000万円）

◆特別利子補給制度

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

【適用対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

①個人事業主：要件なし

②法人事業者：売上高**▲15%**または**▲20%**減少 ※事業規模により異なる

【利子補給】

・期間：借入後当初3年間

・補給対象上限：3000万円

◆マル経融資の金利引き下げ

商工会の経営指導を受けている会員事業者を対象とした経営改善融資（マル経融資）の貸

付金利を引き下げます。

【対象者】

最近 1 か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少している小規模事業者で令和 2 年 3 月 17 日(火)以降に新規申込を行う方

【金利】

経営改善利率 1.21%(令和 2 年 3 月 10 日時点)より当初 3 年間、▲0.9%引き下げ

設備投資・販路開拓支援補助金

◆持続化補助金

小規模事業者が新規顧客を獲得するために店舗を改装する、インターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図るための費用の一部を補助する制度です。

【対象者】

小規模事業者等

【補助額】

事業に要した費用の 2 / 3 ※上限額 5 0 万円

【スケジュール】

令和 2 年 3 月 1 0 日(火)公募開始 3 月 3 1 日(火)応募締切

※今後も 6 月、1 0 月、令和 3 年 2 月に募集が行われる予定です

◆IT導入補助金

小規模事業者等が在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入するなどに要する費用の一部を補助する制度です。

【対象者】

中小企業・小規模事業者等

【補助額】

事業に要した費用の 1 / 2 ※上限額 3 0 ~ 4 5 0 万円(取組内容により異なる)

【スケジュール】

令和 2 年 3 月 1 3 日(金)公募開始 3 月 3 1 日(火)応募締切

※今後も 6 月、9 月、1 2 月に募集が行われる予定です

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

小学校等の臨時休業に伴い、子どもの保護者である労働者に対し、労基法上の年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた企業に対し賃金相当額を助成します。

【対象事業者】

新型コロナウイルスに関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行うことが必要になった労働者に対し、労基法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額の 1 0 / 1 0 ※日額上限 8, 3 3 0 円

【適用日】

令和 2 年 2 月 2 7 日~3 月 3 1 日の間に取得した休暇